

函館市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市規則第24号

##### 函館市会計規則の一部を改正する規則

函館市会計規則（昭和39年函館市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第28条を次のように改める。

（指定納付受託者の指定に係る協議）

第28条 市長は、法第231条の2の3第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、会計管理者に協議しなければならない。

第28条の2の前の見出しを削り、同条および第28条の3を次のように改める。

（職務執行状況の検査）

第28条の2 会計管理者は、必要と認めたときは、指定納付受託者（法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。第60条第2号において同じ。）の職務執行状況について検査することができる。

2 会計管理者は、必要と認めたときは、所管の現金出納員をして指定納付受託者の職務執行状況について検査をさせ、その結果の報告を求めることができる。

（身分証明書）

第28条の3 法第231条の2の6第4項に規定する身分を示す証明書は、第1号様式によるものとする。

第28条の4および第28条の5を削る。

第60条第2号中「（法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。以下この号において同じ。）」を削る。

第61条の2を削る。

第72条の2第3項中「電磁的記録」の後ろに「（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

第80条第2号ア中「市道民税」の後ろに「および森林環境税」を加え，同号イ中「市道民税延滞金」の後ろに「および森林環境税延滞金」を加え，同号ウ中「他市町村住民税」の後ろに「および森林環境税」を加える。

第89条第1項中「第3号様式」を「第2号様式」に改める。

第97条中「公金収納受託者」を「第130条の3第1項に規定する指定公金事務取扱者」に改める。

第130条の次に次の見出しおよび6条を加える。

（公金事務の委託）

第130条の2 市長は，法第243条の2第1項の規定による指定をしようとするときは，あらかじめ，会計管理者に協議しなければならない。

第130条の3 指定公金事務取扱者（法第243条の2の5第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下この項，第3項および第4項ならびに次条において同じ。）は，納入義務者から現金を収納したときは，領収書に領収年月日を記載し，別表7の2に定める指定公金事務取扱者の印（会計管理者が別の印の使用を認めた場合にあつては，当該使用を認めた印）を押して交付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず，金銭登録機による領収書を交付する場合または使用券，入館券，観覧券，利用券その他領収書に代わるべきものを交付する場合は，当該交付する領収書または使用券等を同項の領収書に代えることができる。

3 個人である指定公金事務取扱者は，指定公金事務取扱者証明書（第3号様式）を携行し，納入義務者から要求があつたときは，これを示さなければならない。

4 法人等である指定公金事務取扱者は，納入義務者から現金を収納す

る場所の見やすい箇所に、指定公金事務取扱者証明書（第4号様式）を掲示しなければならない。ただし、これにより難い事情がある場合においては、この限りでない。

5 前項ただし書の場合においては、市長は、納入義務者が知り得る適切な方法により、公金の収納に関する事務を当該法人等に委託した旨を公表するものとする。

第130条の4 指定公金事務取扱者の事務の取扱いについては、第91条、第92条第2項および第4項ならびに第93条の規定の例により処理するものとする。

2 会計管理者は、前項の規定によりその例によることとされる第92条第4項の規定により指定公金事務取扱者から収納金の引継ぎを受けたときは、同条第5項の規定の例により、当該引継ぎを受けた収納金を総括店に払い込まなければならない。

第130条の5 指定公金事務取扱者（法第243条の2の6第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。）は、その事務を資金前渡の例により処理しなければならない。

（職務執行状況の検査）

第130条の6 会計管理者は、必要と認めたときは、指定公金事務取扱者（第130条の3第1項に規定する指定公金事務取扱者および前条に規定する指定公金事務取扱者をいう。次項において同じ。）の職務執行状況について検査することができる。

2 会計管理者は、必要と認めたときは、所管の現金出納員をして指定公金事務取扱者の職務執行状況について検査をさせ、その結果の報告を求めることができる。

（身分証明書）

第130条の7 法第243条の2の2第4項に規定する身分を示す証明書は、第5号様式によるものとする。

第131条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

別表1(2)の表ア中「株式会社みずほ銀行」を削り、同表中エをオ

とし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 次の金融機関（口座振替の方法による公金の収納に限る。）

株式会社みずほ銀行

別表 4 中 「

次世代育成課	次世代育成課長
--------	---------

」を

「

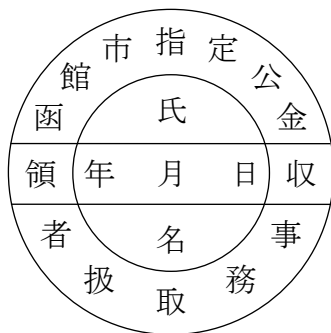
子ども健やか育成課	子ども健やか育成課長
-----------	------------

」に改める。

別表 6 の 2 を削る。

別表 7 の次に次の 1 表を加える。

別表 7 の 2 （第 1 3 0 条の 3 関係）



径 2 4 ミリメートル

第 1 号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 28 条の 3 関係）

（表）

第 号	身 分 証 明 書	
	職 名	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
上記の者は、地方自治法第 231 条の 2 の 6 第 3 項の規定により立入 検査をする職員であることを証する。		
		年 月 日交付
		函館市長 印

9 センチメートル

6  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル

（裏）

地方自治法（抜粋）

（指定納付受託者の帳簿保存等の義務）

第 231 条の 2 の 6

3 普通地方公共団体の長は、前 3 条、この条及び第 231 条の 4 の規定を  
施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、  
指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類（その作  
成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における  
当該電磁的記録を含む。第 243 条の 2 の 2 第 3 項において同じ。）その  
他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯  
し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第 3 項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解しては  
ならない。

第2号様式を削り，第3号様式を第2号様式とし，同様式の次に次の3様式を加える。

第3号様式（第130条の3関係）

（表）

第 号	指定公金事務取扱者証明書			6 セ ン チ メ ー ト ル	
	氏 名				
	生年月日	年	月		日
上記の者は、地方自治法第243条の2第1項の規定により函館市長が公金の収納に関する事務を委託した者であることを証する。					
取扱公金の名称					
委託契約の期間	年	月	日から		
	年	月	日まで		
			年	月	日交付
				函館市長	印
← 9センチメートル →					

（裏）

地方自治法（抜粋）
（指定公金事務取扱者）
第243条の2 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条及び次条第1項において「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第243条の2の6までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。
函館市会計規則（抜粋）
第130条の3
3 個人である指定公金事務取扱者は、指定公金事務取扱者証明書（第3号様式）を携行し、納入義務者から要求があつたときは、これを示さなければならない。

第4号様式（第130条の3関係）

第 号

指定公金事務取扱者証明書

法人等の名称

上記の者は、地方自治法第243条の2第1項の規定により  
函館市長が公金の収納に関する事務を委託した者であることを  
証する。

取扱公金の名称

委託契約の期間                    年    月    日から  
   年    月    日まで

取 扱 場 所

年    月    日交付

函館市長

印



第5号様式（第130条の7関係）

（表）

第 号	身 分 証 明 書	
	職 名	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
上記の者は、地方自治法第243条の2の2第3項の規定により立入 検査をする職員であることを証する。		
		年 月 日交付
		函館市長 印

9センチメートル

6  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル

（裏）

地方自治法（抜粋）

（指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務）

第243条の2の2

3 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第243条の2の4から第243条の2の6までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第3項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により従前の公金事務（同項に規定する従前の公金事務をいう。以下同じ。）を行う者であって、市長が別に定めるものに係る当該従前の公金事務については、改正後の函館市会計規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。